

特定建築物に関する制度のあらまし

尼崎市

目次

1	特定建築物に関する制度の概要	1
2	特定建築物及び自動車騒音防止地域	1
3	自動車騒音防止設備基準	2
(1)	確保すべき遮音量の基準	2
(2)	上記(1)に定める以外の基準	2
4	特定建築物の届出	2
(1)	届出の手續	2
(2)	届出の時期	2
5	添付図書の内容	2
6	工事完了届出	3
7	指導及び勧告	3
8	自動車騒音防止設備基準の緩和	3
9	立入検査	3
10	罰則	3
	特定建築物届出に係る注意事項	4
	自動車騒音防止地域の適用について	5
	自動車騒音防止基準について	6
	特定建築物届出関係様式集	7
	添付書類参考集	13
(1)	RC系外壁の遮音性能	15
(2)	木質系外壁の遮音性能	16
(3)	鉄骨系の外壁の遮音性能	17
	特定建築物に関する事務の流れ	18

1 特定建築物に関する制度の概要

特定建築物に関する制度は、尼崎市の環境をまもる条例第51条から第53条の「自動車公害の防止」として規定されており、その内容は次のとおりです。

- (1) 自動車騒音の著しい道路の周辺地域を「自動車騒音防止地域」に指定し、その地域内に譲渡又は賃貸を目的とする住居の用に供される建築物のうち長屋、共同住宅を「特定建築物」と定めています。
- (2) 「特定建築物」を新築しようとする建築主は、入居する者を自動車騒音から守るため「自動車騒音防止設備基準」に適合した設備をあらかじめ講じ、着工前に自動車騒音防止設備計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければなりません。
- (3) 市長は、届け出した特定建築物の自動車騒音防止設備が自動車騒音防止設備基準に適合しない場合は、建築主に対して自動車騒音の防止のために必要な措置をとることを指導し、又は勧告することがあります。

2 特定建築物及び自動車騒音防止地域

- (1) 特定建築物とは、自動車騒音防止地域に新築される、譲渡又は賃貸を目的とする主として住居の用に供される建築物のうち長屋又は共同住宅をいいます。ただし、建築基準法第85条の第1項各号に規定する応急仮設建築物は除きます。

なお、建築物が自動車騒音防止地域と地域外にまたがる場合も特定建築物としてみなします。

- (2) 自動車騒音防止地域とは、平成13年2月1日に告示され（平成13年尼崎市告示第27号）、内容は次のとおりです。

自動車騒音防止地域	
県道米谷昆陽尼崎線 県道尼崎宝塚線 県道尼崎池田線 国道2号	左記道路の各一側について道路端からの水平距離が10m以内の地域
国道171号	左記道路の各一側について道路端からの水平距離が20m以内の地域
国道43号	左記道路の各一側について道路端からの水平距離が60m以内の地域で次の空間部分を除く地域 道路端から水平距離が40mを超え、60m以内の地域で地盤面からの高さが6m以下の空間部分
名神高速道路	左記道路に沿接する道路の官民境界線の道路端（以下「側道端」という。）から水平距離が50m以内の地域で次の空間部分を除く地域 1 側道端から水平距離が10m以内の地域で地盤面からの高さ3m以下の空間部分 2 側道端から水平距離が10mを超え、50m以内の地域で地盤面からの高さ6m以下の空間部分

3 自動車騒音防止設備基準

自動車騒音防止地域を第1種自動車騒音防止地域と第2種自動車騒音防止地域に区分し、各々の地域で守らなければならない自動車騒音防止設備基準は次のとおりです。

(1) 確保すべき遮音量の基準

自動車騒音防止地域		確保すべき遮音量
第1種自動車騒音防止地域	・ 国道43号の各一側について道路端から水平距離が20m以内の地域 ・ 名神高速道路の側道端から水平距離が20m以内の地域で地盤面からの高さが6m以下の空間部分を除く地域	30デシベル以上
第2種自動車騒音防止地域	・ 上記に定める地域以外の地域	25デシベル以上

注(1) 遮音量とは、外壁面（屋根を含む）の外部騒音に対する遮音性能の程度を表す数値をいいます。

(2) 確保すべき遮音量は、原則として1住戸単位に適用します。

(2) 上記(1)に定める以外の基準

ア 特定建築物の主要な居室内は、適切な吸音装置及び遮音を考慮した換気上有効な措置を講ずること。

イ 特定建築物の窓の取付部及び天井と外壁との接合部等は、すきまが生じない構造とすること。

ウ 木造の特定建築物の居室の床には、下地材に厚手の合板等を使用し、すきまが生じない構造とすること。

4 特定建築物の届出

(1) 届出の手續

特定建築物の届出は、特定建築物建築届出書に次に掲げる図書を添付のうえ提出してください。提出部数は2部です。提出先は、環境保全課です。

(2) 届出の時期

特定建築物の届出の時期は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請書を提出しようとする日若しくは同法第18条2項に規定する計画の通知をしようとする日又は都市計画法第32条に規定する同意を得、若しくは協議をしようとする日の30日前までに行なわなければなりません。

5 添付図書の内容

ア 自動車騒音防止設備計画書

イ 付近見取図

縮尺1/1,000程度、方位、道路、目標となる地物、届出に係る建築物の位置を明示したもの。

ウ 建築予定地周辺の現況図

縮尺1/500程度、付近の建築物の状況（階数等）、自動車騒音防止地域に係る道路の位置を明示したもの。

エ 特定建築物の敷地内配置図

縮尺1/200程度、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における各建築物の位置、用途及び構造、届出に係る建築物と他の建築物との別、樹木、へい等遮音に有効なものの状況並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示したもの。

オ 特定建築物の各階平面図

縮尺1/100程度、方位、寸法、各室の用途並びに開口部及び壁の位置及び構造（材料を含む）を明示したもの。

カ 特定建築物の各面の立面図

縮尺1/100程度、すべての外壁面について縮尺、寸法並びに開口部の位置及び大きさを明示したもの。(展開図)

キ 特定建築物の断面詳細図

縮尺1/30程度、寸法及び各部の材料を明示したもので屋根、天井、開口部、床及び外壁を含んだもの。

ク その他の市長の必要と認める図書

遮音計算表、委任状、使用材料の遮音試験計算表(パンフレット)、仕様書等

6 工事完了届出

特定建築物の届出をした建築主は、特定建築物の工事が完了した場合、工事が完了した日から4日以内にその旨を特定建築物工事完了届出書で届け出て下さい。

7 指導及び勧告

特定建築物が自動車騒音防止設備基準に適合していないと認めるときは、建築主に対し、自動車騒音防止のために必要な措置をとることを指導し、又は勧告を行うことがあります。

8 自動車騒音防止設備基準の緩和

特定建築物が自動車騒音防止地域外におよぶ部分や特定建築物の周辺地域の状況等から判断して当該特定建築物が受ける外部騒音レベルが著しく低くなると認める場合は、自動車騒音防止設備基準の緩和をすることがあります。

9 立入検査

必要な限度において、届出に係る特定建築物が自動車騒音防止設備基準に適合しているかどうかについて、立入検査をすることがあります。

10 罰 則

特定建築物を新築しようとする建築主は、特定建築物に係る届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、罰金又は科料に処せられることがあります。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が特定建築物に係る届出を提出しなかったり、虚偽の届出をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金又は科料に処せられることがあります。

特定建築物の着工にあたっては、次項に記載している特定建築物の技術の手引きを参照してください。

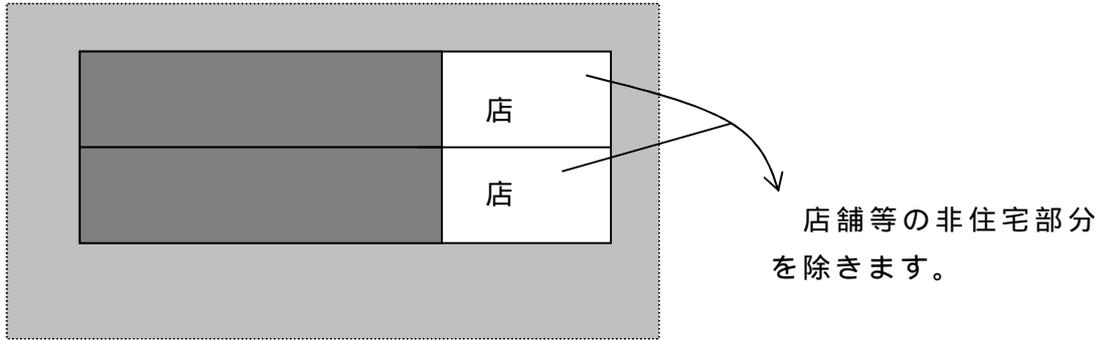
特定建築物届出に係る注意事項

- 1 届出書（別紙）
必要事項をもれなく記入のこと。
- 2 添付図面（届出書類）
記載事項どおり添付のこと。
 - (1) 自動車騒音防止設備計画書（別紙）
建物の外壁面を方向別（東、西、南、北）に外壁面の構成材料別に記入し、その透過損失及びメ - カ - 名も記入すること。
 - (2) その他市長が必要と認める図書
 - ・ 代理人を立てる場合は、委任状を添付のこと。
 - ・ 使用材料の遮音試験成績表を添付（メ - カ - から入手のこと）
周波数 5 0 0 Hz(ヘルツ)の透過損失 dB(デシベル)が確認できる資料
 - ・ 遮音計算表（別紙）
各戸タイプ別に、透過損失を記入のこと。
- 3 遮音量について
周波数 5 0 0 Hz(ヘルツ)の透過損失 dB(デシベル)を採用すること
- 4 透過損失に関するデ - タ表
 - (1) この表は各種主要部材について、次の図書から集成したものです。

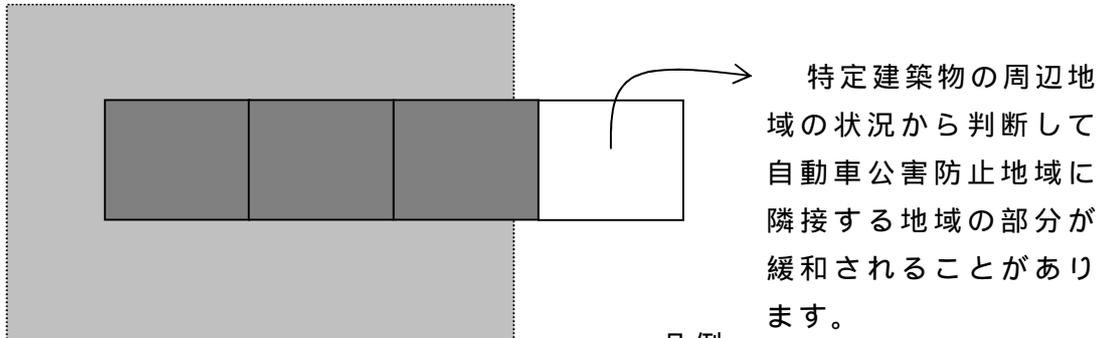
・ 騒音対策ハンドブック	技報室
・ 騒音防止設計 1 , 2	日本建築学会設計々画パンフレット
・ 建築資料集成 2	丸 善
・ 音響技術 1976 Vol 4	日本音響材料協会
・ 音響技術 1976 Vol 5	〃
・ 音響技術 1975 Vol 4	〃
・ 工場建築物の遮音に関する研究報告書	日本音響材料協会
・ 実務的騒音対策指針	日本建築学会
・ 建築基準法の遮音条項に関する解説書	日本音響材料協会
 - (2) この表に記載していない部材を使用するときは、その都度、透過損失のデ - タを提示のうえ、環境保全課に相談してください。

自動車騒音防止地域の適用について

(1) 店舗等併用住宅の場合



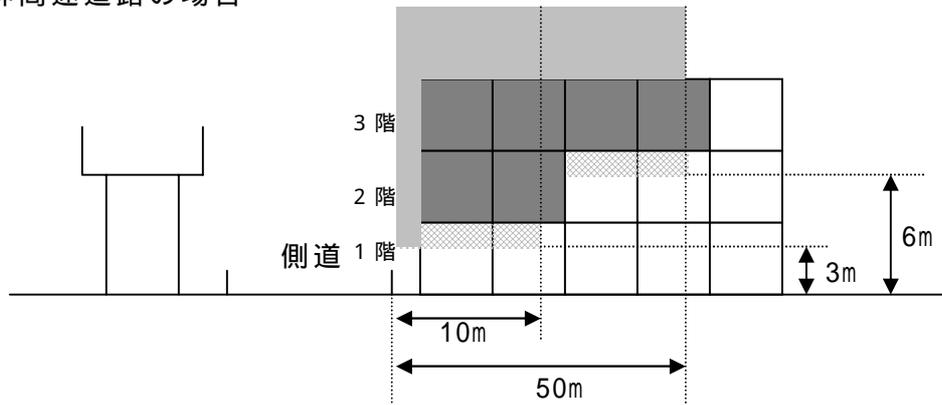
(2) 特定建築物が自動車騒音防止地域と隣接する地域に及び場合



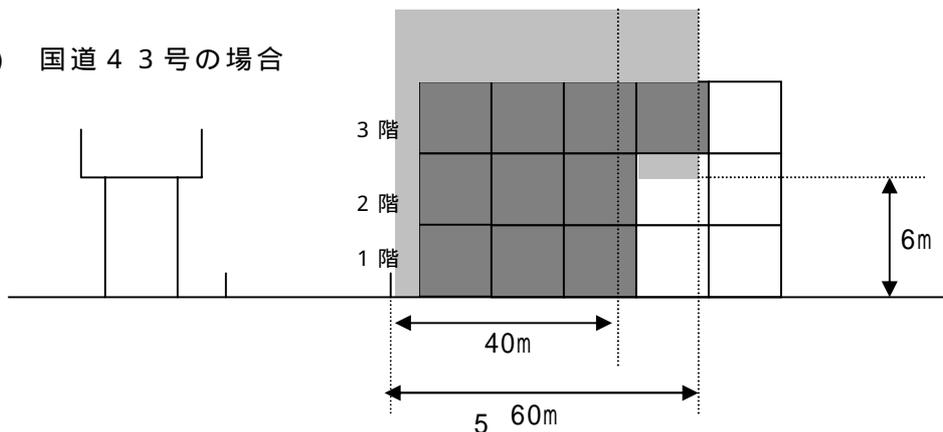
凡例

- 自動車騒音防止設備基準が必要な区域
- 自動車騒音防止地域

(3) 名神高速道路の場合

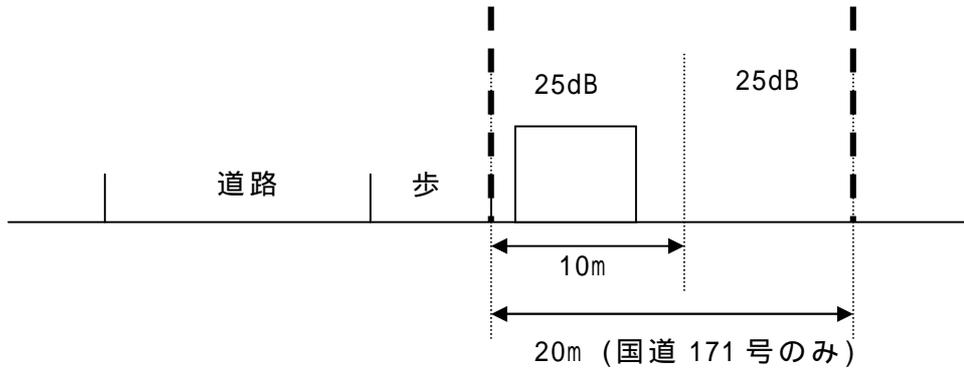


(4) 国道43号の場合

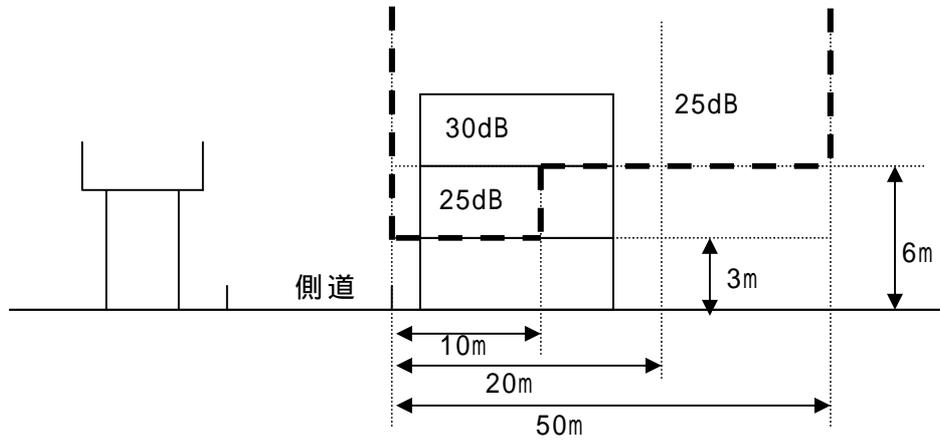


自動車騒音防止基準について

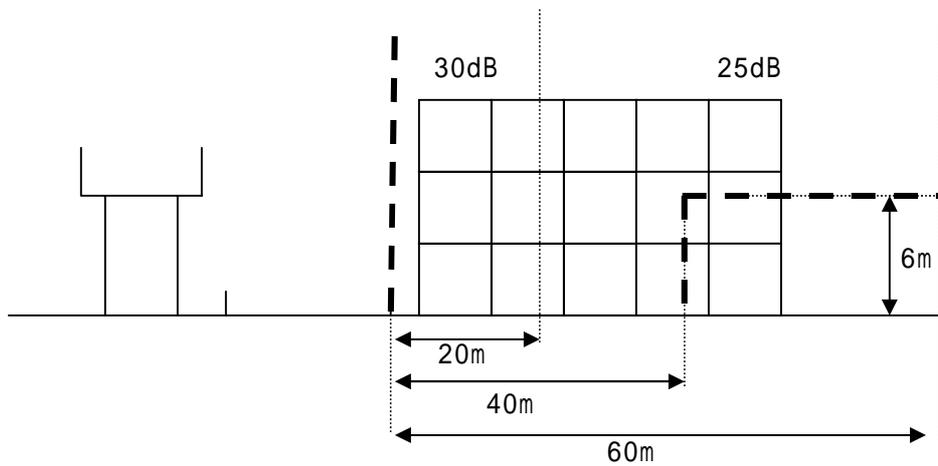
(4) 国道43号、名神高速道路以外の道路の場合



(5) 名神高速道路の場合



(3) 国道43号の場合



自動車騒音防止地域	確保すべき遮音量
第1種自動車騒音防止地域	30dB以上
第2種自動車騒音防止地域	25dB以上

特定建築物届出関係様式集

特定建築物建築届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

届出者 (建築主)
住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
〒

_____ () - _____

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

_____ (印)

尼崎市の環境をまもる条例第 5 2 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代 理 者	資 格 () 級建築士 () 登録第 号
	住 所 ・ 氏 名
	建 築 士 事 務 所 名 () 登録第 号
設 計 者	資 格 () 級建築士 () 登録第 号
	住 所 ・ 氏 名
	建 築 士 事 務 所 名 () 登録第 号
工 事 監 督 者	資 格 () 級建築士 () 登録第 号
	住 所 ・ 氏 名
	建 築 士 事 務 所 名 () 登録第 号

記入上の注意 (1) 太線内のみ記入してください。

(2) 裏面も記入してください。

この届出に係る特定建築物の工事を完了したときは、規則第 1 3 条の規定に基づき当該工事が完了した日から 4 日以内に「特定建築物工事完了届」を提出してください。

受付	平成 年 月 日					備考
	します。					
	課長	課長 補佐	係長	主任	係	

施 工 者	住所・氏名			
	建築業者登録	()登録第	号	
敷 地 の 位 置	地名地番	尼崎市		
	用途地域		容 積 率	%
	防火地域	防火 準防火 無指 定	建 ぺ い 率	%
対象地域	道路名		道路端から特定 建築物までの距 離	m
計 画 建 築 物	用 途	長屋住宅 (付)	戸 (内適用戸数	戸)
		共同住宅 (付)	戸 (内適用戸数	戸)
	構 造	造 一 部		造
	階 数	地上	階 地下	階
	高 さ	地上	m 地下	m
敷 地 面 積	m ²	自動車騒音 防止地域の 適用区分	(1) 第1種自動車騒音防止地域	
建 築 面 積	m ²		(2) 第2種自動車騒音防止地域	
延 べ 面 積	m ²		(1)と(2)にまたがる地域	
工 事 期 間	平成 年 月 日着工 ~ 平成 年 月 日完成予定			
添付書類				
1 自動車騒音防止設備計画書				
2 付近見取図 縮尺 1/1000 程度、方位、道路、目標となる地物、届出に係る建築の位置を明示したものの。				
3 建築予定地周辺の現況図 縮尺 1/500 程度、付近の建築物の状況(階数等)、自動車騒音防止地域に係る道路の位置を明示したものの。				
4 特定建築物の敷地内の配置図 縮尺 1/200 程度、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における各建物の位置、用途及び構造、届出に係る建築物と他の建築物との区別、樹木、へい等遮音に有効なもの現況、並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したものの。				
5 特定建築物の各階平面図 縮尺 1/100 程度、方位、寸法、各室の用途並びに開口部の位置及び構造(材料を含む。)。				
6 特定建築物の各面の立面図 縮尺 1/100 程度、すべての外壁面について、縮尺、寸法並びに開口部の位置並び大きさを明示したものの。				
7 特定建築物の断面詳細図 縮尺 1/30 程度、寸法及び各部の材料を明示したもので、屋根、天井、開口部、床及び外壁を含んだもの。				
8 その他市長が必要と認める図書 遮音計算表、委任状、使用材料の遮音試験成績表(パンフレット)、仕様書等				

記入上の注意(1) 太線内のみ記入してください。

(2) には該当するところに「レ」を入れてください。

(3) 表面も記入してください。

特定建築物工事完了届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

届出者（建築主）
住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
〒

_____ () - _____

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

_____ ㊟

工事完了日	平成 年 月 日
特定建築物届出書 受付日・番号	平成 年 月 日 第 号
事業の場所	尼崎市
備考	

記入上の注意 太線内のみ記入してください。

受付	平成 年 月 日					備考
	_____ します。					
	課長	課長 補佐	係長	主任	係	

自動車騒音防止設備計画書

		材 料	厚み・直径	面 積 (m ²)	透過損失 (dB)	備考
面	外 壁					
	窓	一重				
		二重				
	出 入 口					
	他の開口部					
面	外 壁					
	窓	一重				
		二重				
	出 入 口					
	他の開口部					
面	外 壁					
	窓	一重				
		二重				
	出 入 口					
	他の開口部					
面	外 壁					
	窓	一重				
		二重				
	出 入 口					
	他の開口部					

遮音計算表

面	名称	材料	厚み・直径	透過損失 (dB)	面積 (m ²)	透過率	面積 × 透過率	透過損失合計 (dB)
面								10Log ₁₀

								=
	計							
面								10Log ₁₀

								=
	計							
面								10Log ₁₀

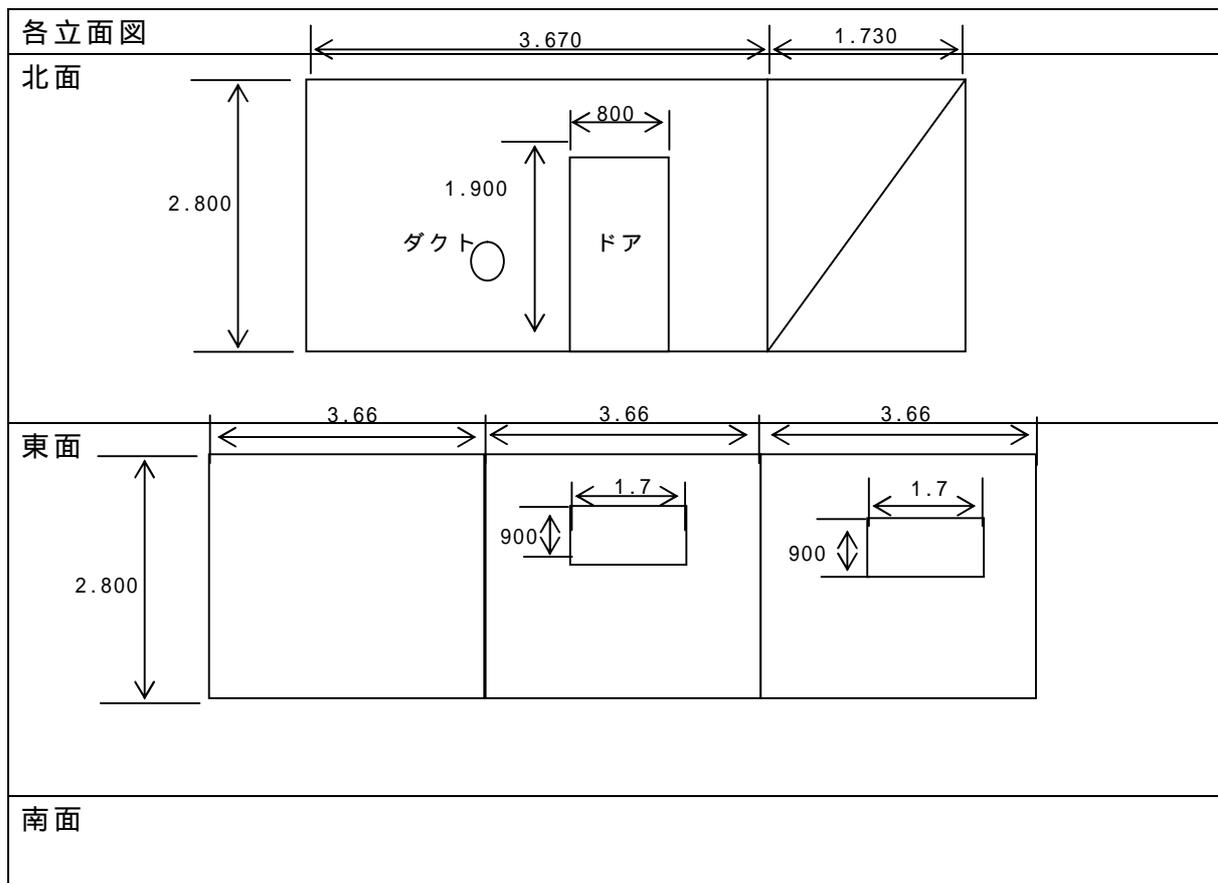
								=
	計							
面								10Log ₁₀

								=
	計							

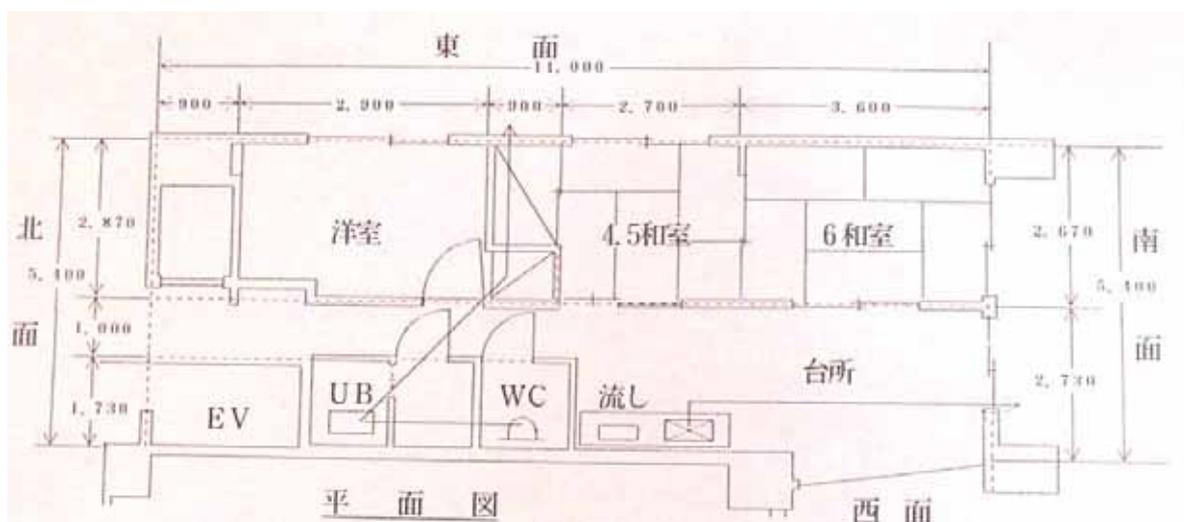
添付書類参考集

遮音計算表								
面	名称	材料	厚み・直径	透過損失 (dB)	面積 (m ²)	透過率	面積×透過率	透過損失合計 (dB)
北面	外壁	コンクリート	120mm	4.8	8.7383	10 ^{-4.8}	0.000138	10Log ₁₀ 10.276
	玄関ドア -	スチールドア	両面フラッシュ	3.0	1.52	10 ^{-3.0}	0.00152	
	吸気ダクト	アルミ	150φ	2.8	0.0177	10 ^{-2.8}	0.000028	
	計				10.276		0.00169	=37.84
東面	外壁	コンクリート	150mm	4.9	27.7223	10 ^{-4.9}	0.000349	10Log ₁₀ 30.8
	窓	アルミサッシ	ガラス6.8mm	3.0	3.06	10 ^{-3.0}	0.00306	
	吸気ダクト	アルミ	150φ	2.8	0.0177	10 ^{-2.8}	0.000028	
	計				30.8		0.00344	=39.52
南面	外壁	コンクリート	150mm	4.9	8.9785	10 ^{-4.9}	0.000113	10Log ₁₀ 15.12
	窓	アルミサッシ	ガラス6.8mm	3.0	6.12	10 ^{-3.0}	0.00612	
	吸気ダクト	アルミ	150φ	2.8	0.0177	10 ^{-2.8}	0.000028	
	クーラースリーブ	アルミ	70φ	9	0.0038	10 ^{-0.9}	0.000478	0.00674 =33.51
西面	外壁	コンクリート	150mm	4.9	6.04	10 ^{-4.9}	0.000076	10Log ₁₀ 7.0
	ガラスブロック	ガラス	95×190×190	3.1	0.96	10 ^{-3.1}	0.000763	
	計				7.0		0.000839	=39.21

各立面図 (参考)



平面図 (参考)



(1) RC系外壁の遮音性能

	名 称	500 Hz
		TL(dB)
1	A L C 板 (100)両面 プラスター 塗(3) R . C 系 外 壁	30
2	A L C 板 (75)両面 S M プラスター 塗(3)	30
3	A L C 板 (75)両面 S M プラスター 塗(6)	31
4	A L C 板 (75)両面 プラスター 塗(3)と F B (9)	31
5	A L C 板 (75)両面 プラスター 塗(3)と片面 G W (20)と F B (9)	44
6	A L C 板 (75)両面 プラスター 塗(3)と両面 G W (20)と F B (9)	56
7	軽量コンクリ - トブロック	28
8	軽量コンクリ - トブロック (100) ・ 両面油性ペイント 塗	40
9	軽量コンクリ - トブロック (100) ・ 両面 プラスター 塗(15)	42
10	重量コンクリ - トブロック (150) ・ 両面モルタル 塗(20)	45
11	コンクリ - トブロック (150) ・ 両面モルタル 塗	45
12	芯材気泡コンクリ - ト (78) ・ 両面 F B (6)	30.5
13	芯材気泡コンクリ - ト板 (80) ・ 両面 F B (3)	33
14	芯材気泡コンクリ - ト (78) ・ 両面 F B (12)	37
15	波形スレ - ト積層材に気泡コンクリ - ト充てん	33
16	鉄筋コンクリ - ト (ϕ 2.4) [100]	47
17	鉄筋コンクリ - ト [120]	48
18	鉄筋コンクリ - ト [150]	49
19	鉄筋コンクリ - ト [200]	51

* FB (フレキシブルボード)、GW (グラスウール)

(2) 木質系外壁の遮音性能

	名 称	500 Hz
		TL (dB)
1	押縁下見(7) + 合板(3) [空気層 100]	21
2	押縁下見板 + ラスボ - ド下地(7) P 塗(13) [中空]	38
3	押縁下見板 + ラスボ - ド下地 P 塗・中間GW(25)入り	42
4	縁甲板(12) + 合板(3) [空気層 100]	27
5	縁甲板(12) + 合板(3)・中間GW(25)入り	35
6	縁甲板(12) + ラスボ - ド下地・P 塗 [中空]	38
7	縁甲板(12) + ラスボ - ド下地・P 塗(13)・中間GW(25)入り	41
8	縁甲板(12) + ラスボ - ド下地・P 塗 [千鳥間柱]	45
9	縁甲板張 + 石膏ラスボ - ド下地・混合石膏プラスタ -	44
10	波形亜鉛鉄板(#80) + 合板(3) 2重 [空気層 100]	17
11	波形亜鉛鉄板(#80) + 合板(3)中間GW入り	24
12	波形亜鉛鉄板(#80) + 石膏ラスボ - ド下地・混合石膏プラスタ - 塗	34
13	同 上 [GW入り]	38
14	波形亜鉛鉄板(#80) + P 3 下地(7)・P 塗(13)	34
15	波形亜鉛鉄板(#80) + ラスボ - ド下地・P 塗・中間GW(25)入り	38
16	ワイヤラス下地(15) + パ - ライトモルタル(20) 2重	31
17	ワイヤラス下地モルタル塗 + 合板(3) [中空・真壁造]	33
18	ワイヤラス下地モルタル塗(20) + 合板(3) [中空・大壁造]	36
19	ワイヤラス下地モルタル塗 + ラスボ - ド下地・P 塗 [大壁造]	46
20	ワイヤラス下地モルタル塗 + ラスボ - ド下地・P 塗 [真壁造]	48
21	ワイヤラス下地モルタル塗 + ラスボ - ド下地・P 塗 [千鳥間柱]	52

(3) 鉄骨系の外壁の遮音性能

	名 称	500 Hz
		TL(dB)
1	Steelex Channel (見込み 380・間隔 406)メタルラス・防水紙 石膏プラスタ - 塗 ⁽²⁰⁾	27
2	同上の空間に岩綿充てん	37
3	76鉄柱 406間隔 メタルラス・石膏プラスタ - (22)	35
4	同上の空間に岩綿充てん(密度 70.8 kg/m ³)	40
5	Channel iron ⁽¹⁹⁾ ・メタルラス・外面石膏プラスタ - 塗	35
6	れんがこば積み・両面石膏プラスタ - 塗	37
7	同上 下地石膏プラスタ - 板を両面にはり外面プラスタ - 塗	47
8	2枚積厚 203両面石膏プラスタ -	49
9	ガラスブロック 厚〔95×124×203〕 (Oweus 会社製)	41
10	ガラスブロック 厚〔95×140×140〕 (岩城ガラスブロック)	29
11	ガラスブロック 厚〔95×190×190〕 (岩城ガラスブロック)	31
12	ガラスブロック 厚〔95×145×145〕	38

特定建築物に関する事務の流れ

